約款構成

旅程保証責任保険 普通保険約款



旅行業法対応特約条項(日本旅行業協会用)

※個別申請により、標準旅行業約款を変更されている場合には、変更後の旅行業約款 の内容に準じたお支払いを実施いたします。

例:

宿泊施設をアップグレードするケースを変更補償金の支払いの対象外とする旨の 個別申請を行った場合などがこれに当たります。

その場合、個別認可(変更後)の旅行業約款に準じ、宿泊施設のアップグレードによる変更は変更補償金の対象外となります。



2018 年 1 月 1 日 以降始期用

旅程保証責任保険

の約款

普通保険約款、特約条項

東京海上日動

B t 2

旅程保証責任保険普通保険約款

第1章 保険金を支払う場合

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が第2条(用語の定義)に規定する変更補償金の支払責任を負担することによって被る損害に対して、被保険者に保険金を支払います。
- (2)(1)の規定に基づき当会社が支払うべき保険金の額は、被保険者が変更補償金を支払うべき旅行者(以下本条において「被補償者」といいます。)1名について、1主催旅行につき、この約款別表(以下本条において「給付表」といいます。)の左欄①から⑦までに掲げる契約内容の変更(以下「契約内容の変更」といいます。)ごとに、被保険者から被補償者に対して交付された契約書面に記載された旅行代金(以下本条において「旅行代金」といいます。)に給付表の右欄に記載する率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とします。ただし、被補償者1名について、1主催旅行につき、被保険者が支払うべき変更補償金の額が千円未満である場合で、標準旅行業約款主催旅行契約の部の規定により、被保険者が変更補償金を支払わないときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、被補償者1名について、1主催旅行につき、契約内容の変更が複数生じた場合は、それぞれの契約内容の変更につき、(1) の規定に従い算出される額(給付表でに掲げる変更が生じたときは、給付表①から⑥までを適用せず、給付表⑦のみを適用して算出される額)を保険金として支払います。ただし、被補償者1名について、1主催旅行につき、当会社が支払うべき保険金の額の限度を定める率として保険証券に記載された率に旅行代金を乗じて得た額をもって限度とします。
- (4) 当会社が保険期間中の総保険金額を定めた場合において、(1) から(3) までの規定に従い当会社が支払った保険金の額の合計額がその保険期間中の総保険金額に達したときは、当会社は、以後、一切の損害に対して保険金を支払いません。

第2条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
変更補償金	旅行業法の規定に基づく標準旅行業約款主催旅行契約の部に定め
	られた変更補償金または同法に規定する旅行業約款に定められた
	前記変更補償金に準じる補償金をいいます。
標準旅行業約款	旅行業法に規定する標準旅行業約款をいいます。
旅行業約款	旅行業法に規定する旅行業約款および標準旅行業約款をいいます。

主催旅行	旅行業法に規定する主催旅行をいいます。
主催旅行契約	旅行業法に規定する主催旅行契約をいいます。
契約書面	標準旅行業約款主催旅行契約の部に定められた契約書面または旅
	行業法に規定する旅行業約款に定められた前記契約書面に準じる
	書面をいいます。
交通機関	標準旅行業約款主催旅行契約の部に定められた運送機関をいいま
	す。
宿泊施設	標準旅行業約款主催旅行契約の部に定められた宿泊機関をいいま
	す。
交通機関・宿泊施	標準旅行業約款主催旅行契約の部に定められた運送・宿泊機関等を
設	いいます。
他の保険契約等	第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害を補償する他の保険契
	約または共済契約をいいます。

第3条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券に記載された保険期間(以下「保険期間」といいます。)の初日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2)(1)に規定する時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第4条(保険期間と保険責任の関係)

- (1) 当会社は、前条に掲げる保険期間中に被保険者が変更補償金を支払うべき契約内容の変更が生じた場合に限り、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に生じた契約内容の変更による損害に対しては、保険金を支払いません。

第2章 保険金を支払わない場合

第5条(保険金を支払わない場合-その1)

当会社は、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者(保険契約者または被保険者が法人であるときは、その 理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。)の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められ

る状態をいいます。)

- ③ 地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波
- ④ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

第6条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、次の契約内容の変更によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が主催した主催旅行に参加した旅行者の故意によりその旅行者に生じた契約内容の変更
- ② 官公署の命令による契約内容の変更
- ③ 交通機関・宿泊施設等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供 の中止による契約内容の変更
- ④ 当初の運行計画によらない運送サービスの提供(運送サービスの遅延を含みます。) による契約内容の変更
- ⑤ 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置が講じられたことによる契約内容の変更
- ⑥ 旅行業約款の規定に基づき主催旅行契約が解除されたときの、その解除された部分 にかかる契約内容の変更
- ⑦ 次の事項の記載がない契約書面が交付された主催旅行契約について生じた契約内容の変更。ただし、その記載のない事項(下記ケの旅行代金を除きます。)に関する契約内容の変更によって生じた損害に限ります。
 - ア. 旅行開始日(集合時刻の記載が可能な場合は、その時刻の記載を含みます。)
 - イ. 旅行終了日 (旅行終了予定時刻の記載が可能な場合は、その時刻の記載を含みます。)
 - ウ.入場する観光地または観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地
 - エ. 交通機関の種類または会社名
 - オ. 交通機関の等級または設備
 - カ. 宿泊施設の種類または名称
 - キ. 宿泊施設の客室の種類、設備または景観
 - ク. ツアー・タイトル (契約書面のツアー・タイトル欄に記載された主催旅行の表題 をいいます。)
 - ケ. 旅行代金

第7条(保険金を支払わない場合-その3)

(1) 当会社は、契約内容の変更について、被保険者に損害賠償責任が発生することが明

らかである場合は、保険金を支払いません。

(2) 当会社が第1条(保険金を支払う場合)の規定に基づき保険金を支払った後に、契約内容の変更について被保険者に損害賠償責任が発生することが明らかになった場合は、被保険者は、既に受領したその変更にかかる保険金を当会社に返還しなければなりません。

第3章 保険契約者または被保険者の義務

第8条(告知義務)

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険(損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの(他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。)について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2) に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。)
- ③ 保険契約者または被保険者が第1条(保険金を支払う場合)に規定する契約内容の変更による損害の発生前に告知事項につき書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4)(2)の規定による解除が第1条(1)の契約内容の変更による損害の発生後になされた場合であっても、第15条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第1条(1)の契約内容の変更による損害には適用しません。

第9条 (通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなったときは、当会社に申し出る必要はありません。
- (2)(1)の事実がある場合((4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。)は、当会社は、その事実について変更依頼書を受領したかどうかにかかわらず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から 1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用 しません。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1) に規定する手続を怠った場合は、当会社は、(1) の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が変更依頼書を受領するまでの間に生じた第1条(保険金を支払う場合)の契約内容の変更による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1) ①から③までに規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかったときを除きます。
- (5)(4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した第1条の契約内容の変更による 損害には適用しません。

第10条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第4章 保険契約の無効、失効、取消しおよび解除

第11条(保険契約の無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目

的をもって締結した保険契約は、無効とします。

第12条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者による詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第14条(重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせる ことを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行お うとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
- ア. 反社会的勢力 (暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下同様とします。)に該当すると認められること。
- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしている と認められること。
- ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの 事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約 の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。)を解除することができます。
- (3)(1)または(2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)(1)の契約内容の変更による損害の発生後になされた場合であっても、(1)①から④までの事由ま

- たは(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第 1条(1)の契約内容の変更による損害に対しては、次条の規定にかかわらず、当会社 は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当 会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第15条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第16条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第8条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還しまたは請求します。
- (2) 第9条(通知義務)(1)の事実が生じたにおいて、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間(その事実が生じた時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還しまたは請求します。
- (3) 保険契約者が(1) または(2) の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。) は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)(1) または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定により当会社がこの保険契約を解除することができるときは、当会社は、保険金を支払いません(既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。)。ただし、第9条(1)の事実が生じた場合において、その事実が生じた時より前に発生した第1条(保険金を支払う場合)(1)の契約内容の変更による損害には、この規定を適用しません。
- (5)(1)および(2)に規定する場合のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面を もって保険契約の条件の変更を当会社に通知して承認を請求し、当会社がこれを承認す る場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変 更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間(条件を変更する時以降の期間をい います。)に対する保険料を返還しまたは請求します。
- (6)(5)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して保険 契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた第 1 条 (1)

の契約内容の変更による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかった ものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払 います。

第17条(保険料の返還-無効または失効の場合)

- (1) 第 11 条 (保険契約の無効) の規定により保険契約が無効となる場合は、当会社は、 保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効した場合は、当会社は、未経過期間(失効した時以降の期間をいいます。) に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第18条(保険料の返還-取消しの場合)

第12条(保険契約の取消し)の規定により当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第19条(保険料の返還-解除の場合)

- (1) 第8条(告知義務)(2)、第9条(通知義務)(2)、第14条(重大事由による解除)
- (1) または第 16 条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(3) の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間(解除の時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第13条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により保険契約者が保険契約を 解除した場合は、当会社は、第26条(保険料の精算)(3)の規定によって保険料を精 算します。

第5章 事故の発生および保険金請求の手続

第20条(事故発生時の義務)

- (1) 契約内容の変更またはその原因が生じたことを保険契約者または被保険者が知った場合は、保険契約者または被保険者は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
- ① 遅滞なく、契約内容の変更の発生の日時、場所および内容、損害の状況および程度、ならびにこれらの事項について証人となる者があるときはその者の住所および氏名を当会社に通知し、かつ、損害に関する報告書を提出すること。
- ② 遅滞なく、他の保険契約等の有無および内容(既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。)を当会社に通知すること。
- ③ 損害の発生または拡大の防止に努めること。
- ④ 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必

要な手続をすること。

- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1) ①から④までに規定する義務に 違反した場合は、当会社は、第1条(保険金を支払う場合)の損害の額から次に掲げる 金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1) ①または②に規定する義務に違反したときは、それによって当会社が被った 損害の額
- ② (1)③または④に規定する義務に違反したときは、損害の発生または拡大を防止 することができたと認められる額

第21条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第1条(保険金を支払う場合)(1) の契約内容の変更による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを保険証券に添えて当会社に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
- ② 契約内容の変更が生じた主催旅行の契約書面
- ③ 被保険者が定める旅行業約款の写し
- ④ 損害見積書
- ⑤ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることがあります。この場合は、保険契約者または被保険者は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(3) に規定する義務に違反した場合または(2) もしくは(3) に規定する書類もしくは証拠に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、被保険者が前条(2) に規定する手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、契約内容の変更の原因、 契約内容の変更の発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との 関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が 有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当 会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2)(1)の確認を行うため次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1) ①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180 日
- ② (1) ①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照 会 90 日
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
- ⑤ 同一の事由により多数の契約内容の変更が生じる等被害が広範に及ぶ場合において、 (1)①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
- (3)(2)①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、(2)①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4)(1)から(3)までに掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

第23条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保 険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下「支払責任 額」といいます。)の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金 として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第24条(時効)

保険金請求権は、第 21 条 (保険金の請求) (1) に定める時の翌日から起算して3年を 経過した場合は、時効によって消滅します。

第25条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合に おいて、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は、次の額を限 度として当会社に移転します。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引い た額
- (2)(1)②に規定する場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社に移転する(1) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。保険契約者または被保険者が当会社に協力するために支出した費用は、当会社の負担とします。

第6章 保険料の精算

第26条(保険料の精算)

(1) 保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。

- (2) 当会社は、保険期間中および保険契約終了後1年間を限り、いつでも保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3)(1)および(2)に規定する資料に基づいて算出された保険料(保険証券記載の最低保険料に達しないときは最低保険料とします。)と既に払い込まれた保険料との間に過不足があるときは、当会社は、その差額を返還しまたは請求します。

第7章 その他

第27条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第28条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

給付表

		1 仕 あ た り	の家 (%)	
	1件あたりの率(%)			
契約内容の変更の種類	募集型企画旅行		受注型企画旅行	
大利門付の友文の怪想	旅行	旅行	旅行	旅行
	開始前	開始後	開始前	開始後
①契約書面に記載した旅行開始日または旅行	1. 5	3. 0	1.5	3. 0
終了日の変更				
②契約書面に記載した入場する観光地または	1. 0	2. 0	1. 0	2. 0
観光施設 (レストランを含みます。) その他の				
旅行の目的地の変更				
③契約書面に記載した交通機関の等級または	1.0	2.0	1.0	2.0
設備のより低い料金のものへの変更(変更後の				
等級および設備の料金の合計額が契約書面に				
記載した等級および設備のそれを下回った場				
合に限ります。)				
④契約書面に記載した交通機関の種類または	1.0	2.0	1.0	2. 0
会社名の変更				
⑤契約書面に記載した宿泊施設の種類または	1.0	2.0	1.0	2. 0
名称の変更				

⑥契約書面に記載した宿泊施設の客室の種類、	1. 0	2. 0	1. 0	2. 0
設備または景観の変更				
⑦①から⑥までに掲げる変更のうち契約書面	2. 5	5. 0		
のツアー・タイトル中に記載があった事項の変				
更				

保険料に関する規定の変更特約条項

第1節 用語の定義

第1条 (用語の定義)

この特約条項において、用語の定義は、下表のとおりです。

用語	定義
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既
	に経過した期間のことをいいます。
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料
	の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間が1年以上の場合には保険期間の初日か
	らその日を含めて1年間とし、保険期間が1年未満の場合には保険期
	間の末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当
	日からその日を含めてそれぞれ1年間とし、保険期間の初日応当日か
	ら保険期間の末日までが1年未満の場合には保険期間の末日までと
	します。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合には、保険
	証券の記載によります。
未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のこと
	をいいます。

第2節 保険料の払込み

第1条(保険料の払込方法等)

- (1)保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた 回数および金額に従い、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。 ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この 保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。
- (2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前に生じた旅程保証責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)(2)に規定する契約内容の変更(以下「旅行契約内容の変更」といいます。)による損害に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項

(以下あわせて「適用約款」といいます。) に規定する初回保険料領収前に生じた旅行契約内容の変更の取扱いに関する規定を適用しません。

- ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
- ② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。 保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末
- (3)次のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。
- ① 保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
- ② 保険契約者が、旅行契約内容の変更の発生の日以前に到来した保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合
- (4)次のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてそ の旅行契約内容の変更による損害に対して保険金を支払います。
- ① 旅行契約内容の変更の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
- ② 保険契約者が、初回保険料をその保険料の保険証券記載の払込期日までに払い込む ことの確約を行った場合
- ③ 当会社が②の確約を承認した場合
- (5)(4)②の確約に反して、保険契約者が(2)②に規定する期日までに初回保険料の 払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の 返還を請求することができます。

第2条(保険料の払込方法-口座振替方式)

- (1)保険契約の締結の際に、次のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、保険証券記載の払込期日に保険料(追加保険料を含みます。)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、保険証券記載の払込期日の前日までにその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を指定口座(保険契約者の指定する口座をいいます。以下この条において同様とします。)に預けておかなければなりません。
- ① 指定口座が、提携金融機関(当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。)に設定されていること。
- ② 当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。
- (2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の払込期日が提携金融機

関の休業日に該当し、指定口座からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険証券記載の払込期日に払込みがあったものとみなします。

- (3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の初回保険料の払込期日 に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条(保険料の払 込方法等)(2)②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなり ません。
- (4)保険契約者が第1条(保険料の払込方法等)(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。
 - ① 初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の 保険証券記載の払込期日とみなしてこの特 約条項の規定を適用します。

② 初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めたとき。

第1条(2)②の「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末」を「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第3条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)

(1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その保険証券記載の払込期日の翌日以降に生じた旅行契約内容の変更による損害に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末

(2)次のすべてに該当する場合は、当会社は、(1)の「その保険料を払い込むべき保険 証券記載の払込期日の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき保険証券記載 の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。こ の場合において、当会社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき保険証券記載 の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて 請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この 規定が既に適用されている保険契約者に対して、当会社は、保険期間内に払い込むべき 保険料を一括して請求できるものとします。

- ① 保険料払込方法が口座振替の方式の場合
- ② 保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

第3節 保険契約の解除の特則

第1条(保険料不払による保険契約の解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。
- ① 初回保険料について、第2節第1条(保険料の払込方法等)(2)②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。
- ② 保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第3条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)(1)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
- ③ 保険料の払込方法が分割払(年払を除きます。以下同様とします。)の場合において、 保険証券記載の払込期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、 かつ、次回払込期日(保険証券記載の払込期日の次回の保険証券記載の払込期日をい います。以下同様とします。)までに、次回払込期日に払い込むべき保険料の払込みが ないとき。
- ④ 第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(同節第1条(1)①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。)。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日(当会社が第4節第1条(1)②の承認の請求を受けた場合または同節第1条(1)①もしくは同節第1条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。以下同様とします。)が記載されている場合は、この規定を適用しません。
- ⑤ 追加保険料払込期日を設定した場合において、第4節第1条(4)に規定する期日 までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
- ⑥ 保険料の払込方法が分割払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条 (2)②に規定する期日または同節第3条(1)に規定する期日までに払い込んだと きであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目

的として、故意にその次回に払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認める とき。

(2)(1)⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金(払込みを怠ったと当会社が認めた保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の部回の保険証券記載の払込期日の翌日以降に発生した旅行契約内容の変更による損害に対して、支払った保険金に限ります。)があるときは、当会社はこの保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条(保険契約者による保険契約の解除の特則)

- (1) 普通保険約款第13条(保険契約者による保険契約の解除)に定める解除の通知が行われた場合において、当会社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。
- (2) 普通保険約款第13条(保険契約者による保険契約の解除)による保険契約の解除後に当会社が保険料を請求し、第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1)のいずれかに該当した場合には、当会社は、普通保険約款第13条に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第3条(保険契約解除の効力)

普通保険約款第15条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1)または第2条(保険契約者による保険契約の解除の特則)(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

保険期間の初日
第1条(1)②に規定する保険料を払い込むべき払込期日ま
たは保険期間の末日のいずれか早い日
第1条(1)③に規定する次回払込期日または保険期間の末
日のいずれか早い日
第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追
加保険料の払込みを怠った日
第4節第1条(4)に規定する期日または保険期間の末日の
いずれか早い日
第1条(1)⑥に規定する期日の前月の保険証券記載の払込
期日

よる解除の場合

⑦ 第2条(2)の規定に|普通保険約款第 13 条(保険契約者による保険契約の解除) により解除した日

第4節 保険料の返還、追加または変更

第1条(保険料の返還、追加または変更)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があると きは、(3)に規定する方法により取り扱います。
- ① 普通保険約款第8条(告知義務)(3)③に定める承認をする場合
- ② 普通保険約款第9条(通知義務)(1)に定める承認の請求を受けた場合
- (2) 当会社は、(1) のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に書面等により 通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要がある ときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、 正当な理由があり、かつ、当会社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはでき ません。
- (3)(1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

1	保険料払込方法が
_	一時払の場合

保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に 基づき当会社が算出した、未経過期間に対する保険料((1) ②の場合は、保険契約者または被保険者の承認の請求に基づ き、普通保険約款第9条(通知義務)(1)に規定する事実が 発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいま す。) を返還し、または追加保険料を請求します。

② 保険料払込方法が 一時払以外の場合 (保険料払込方法が 一時払以外であって も、第2節第1条(保 険料の払込方法等) (1) に規定するす べての回数の払込み が終了した場合で、 この規定により変更 すべき保険料がない ときまたは保険期間

を延長し、もしくは

下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料 ((1)②の場合は、保険契約者または被保険者の承認の請求 に基づき、普通保険約款第9条(1)に規定する事実が発生 した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。)に 変更します。ただし、契約内容変更日の属する保険年度にお いては、当会社が認める場合は、①に規定する方法により取 り扱います。

の払込期日の記載がある	た日または承認した日の属
場合	する月の翌月以降の保険料
イ. 保険証券に初回保険料	当会社が承認の請求を受け
の払込期日の記載がない	た日または承認した日以降
場合	の保険料

ア. 保険証券に初回保険料 当会社が承認の請求を受け

短縮するときは、① に規定する方法によ り取り扱います。)

(4)保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合((1)①または②の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。)は、追加保険料領収前に生じた旅行契約内容の変更(当会社が(1)②の承認の請求を受けた場合、または(1)①もしくは(2)の承認をする場合に、承認の請求に係る事実が生じた日または当会社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた旅行契約内容の変更をいいます。ただし、当会社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた旅行契約内容の変更をいいます。)による損害に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日の属する月の翌月末

- ① (1) および(3) の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険金を支払いません((1) ①または②の場合は、第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1) ④の規定により解除できるときに限ります。)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- ② (2) および(3) の規定に基づき当会社が追加保険料を請求した場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- (5)保険契約の失効の場合は、当会社は、付表1に規定する保険料を返還します。
- (6)次のいずれかの規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表 1に規定する保険料を返還します。
- ① 普通保険約款第8条(告知義務)(2)
- ② 普通保険約款第9条(通知義務)(2)
- ③ 普通保険約款第14条(重大事由による解除)(1)または(2)
- ④ 第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1)
- ⑤ 第3節第2条(保険契約者による保険契約の解除の特則)(2)

第2条(追加保険料の払込み等-口座振替方式の場合の特則)

(1)次の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければ

なりません。

- ① 第2節第2条(保険料の払込方法-口座振替方式)
- ② 第1条(3)
- (2) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、第1条(保険料の返還、追加または変更) (4) の「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。
- ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと 当会社が認めた場合
- (3) 当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日とみなして下表の規定を適用します。
- ① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかった ことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰 すべき事由による場合を除きます。
 - ア. 第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)
 - イ. 普通保険約款第 15 条 (保険契約解除の効力) および第 3 節第 3 条 (保険契約解除の効力)
 - ウ. 第2条(追加保険料の払込み等-口座振替方式の場合の特則)(1)および(2)
 - エ. 第3条(保険料を変更する必要がある場合の旅行契約内容の変更発生時等の取扱い)
- (4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座(この保険契約の保険料に関して、当会社が提携金融機関に対して口座振替請求を行う口座をいいます。)に振り込むことによって行うことができるものとします。
- (5)(4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。
- 第3条(保険料を変更する必要がある場合の旅行契約内容の変更発生時等の取扱い)
- (1) 当会社が第1条(保険料の返還、追加または変更)(3) の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、次のすべてに該当するときは、当会

社は、同条(4)の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その旅行契約内容の変更による損害に対して保険金を支払います。

- ① 旅行契約内容の変更の発生の日が、追加保険料払込期日以前であること。
- ② 旅行契約内容の変更の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。
- (2)(1)の場合において、旅行契約内容の変更の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1)に規定する「旅行契約内容の変更の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条(保険料の払込方法等)(4)②に規定する確約を行い、かつ、当会社が承認した場合は、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその旅行契約内容の変更による損害に対して保険金を支払います。
- (3) 当会社が第1条(保険料の返還、追加または変更)(3) の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、保険契約者が同条(4) に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その払込期日の翌日以降に発生した旅行契約内容の変更による損害に対しては、次の規定に従います。
- ① 追加保険料が、第1条(1)および(3)の規定により請求したものである場合は、 当会社は、保険金を支払いません。
- ② 追加保険料が、第1条(2)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- (4) 第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)②の規定に基づき、当会社が保険料を変更した場合、(1)から(3)までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。
- (5) 第1条(保険料の返還、追加または変更)(4) ただし書の規定が適用され、かつ、旅行契約内容の変更が発生した場合において、次の①から③までに規定する日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当会社が行う確認に協力しなければなりません。
- ① 普通保険約款第8条(告知義務)(3)③に規定する訂正の申出が行われた日時
- ② 普通保険約款第9条(通知義務)(1)または第1条(2)に規定する通知が行われた日時
- ③ 旅行契約内容の変更の発生の日時

第4条(精算保険料に関する特則)

普通保険約款第19条(保険料の返還-解除の場合)(2)および第26条(保険料の精算)(3)の規定により当会社が請求または返還する保険料については、第2節および第1条

(保険料の返還、追加または変更)(2)の規定を適用しません。

第5節 その他事項

第1条 (適用約款との関係)

- (1) この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款の次の規定を適用しません。
- ① 第16条(保険料の返還または請求―告知義務・通知義務等の場合)
- ② 第17条(保険料の返還―無効または失効の場合)(2)
- ③ 第19条(保険料の返還―解除の場合)(1)
- (2) この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、適用 約款の規定を適用します。

付表1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額		
		(1)保険契約が失効した日または解除された日の保険契約		
		の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して		
		「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(保険期		
1 F	一時払、	間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日にお		
1年	一時払以外	ける保険料に基づき算出するものとします。)		
		(2) 未払込保険料(未経過期間に対応する保険料を含みま		
		す。以下同様とします。)がある場合は、(1)の額からそ		
		の未払込保険料を差し引いた額		
1 年未満 一時払、 一時払以外		保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額		
		(1)保険契約が失効した日または解除された日の保険契約		
		の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応		
		する保険料に対し、保険契約が失効した日または解除され		
		た日時点を経過年月とした付表2の「長期保険未経過料		
1 左切	一時払	率」を乗じて算出した額(保険期間中の料率改定の有無に		
1 年超		かかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出		
		するものとします。)		
		(2) 未払込保険料がある場合は、(1) の額からその未払		
		込保険料を差し引いた額		
	一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額		

付表 2 長期保険未経過料率

保険期間経過年月	2年	3年
	7日まで95%	7日まで97%
1 か月	15 日まで 93%	15 日まで 95%
	16 日以上 88%	16 日以上 92%
2 か月	83%	88%
3 か月	78%	85%
4 か月	73%	82%
5 か月	68%	78%
6 か月	65%	77%
7 か月	63%	75%
8 か月	60%	73%
9 か月	58%	72%
10 か月	55%	70%
11 か月	53%	68%
1年0か月	50%	67%
2年0か月	0%	33%
3年0か月		0%

⁽注1) 経過年月について、1か月未満の端日数は切り上げて1か月とします。

⁽注2) 上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。

保険料支払手段に関する特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が、当会社が指定する電子的な決済手段(*1)により、この保険 契約の保険料(*2)を払い込む場合に適用されます。ただし、当会社が指定した方法により この保険契約の保険料を払い込むことを求めた場合に限ります。

- (*1) 以下この特約において「キャッシュレス決済手段」といいます。
- (*2) 追加保険料(*3)を含みます。以下この特約において同様とします。
- (*3) 契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。

第2条(保険料領収の時点)

当会社は、保険契約者がキャッシュレス決済手段により保険料を払い込む場合は、保険 契約者がキャッシュレス決済手段の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を 行い、保険料相当額の決済手続を完了したことが手続画面に表示された時点で保険料が払 い込まれたものとみなします。

第3条 (保険料の返還)

当会社は、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により保険料を返還する場合は、金銭で返還するものとします。

第4条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約 款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

この特約条項は、保険証券の特約 条項欄に名称が記載されている場 合に限り、適用されます。

共同保険に関する特約条項

第1条(独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条(幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会 社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
 ② 保険料の収納および受領または返戻
 ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険 金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびそ の設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対す る裏書等
- ⑦ | 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条(幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条(幹事保険会社の行う事項)の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条(保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。



お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター 0120-868-100

受付時間:平日・土日祝 午前9時~午後6時 (年末・年始を除く)

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp

C14-10537 (1) 修増 202409 1718-ER04-14001-202409

証券番号	Y	2	0	8	7	3	4	4	4	8

旅行業法対応特約条項(日本旅行業協会用)

(旅程保証責任保険用)

第1条(読替規定)

(1) この保険契約においては、旅程保証責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第1条 (保険金を支払	主催旅行	企画旅行
う場合) (2) および		
(3)、第2条(用語		
の定義) の「主催旅行」		
ならびに第 21 条 (保		
険金の請求)(2)②		
第1条(2)ならびに	主催旅行契約の部	募集型企画旅行契約の部また
第2条の「変更補償		は受注型企画旅行契約の部
金」、「交通機関」、「宿		
泊施設」および「交通		
機関・宿泊施設」の定		
義		
第1条(2)	①から⑦までに掲げる契約内	①から⑨までに掲げる契約内
	容の変更	容の変更
第1条(3)	(給付表⑦に掲げる変更が生	(募集型企画旅行契約におい
	じたときは、給付表①から⑥	て給付表⑨に掲げる変更が生
	までを適用せず、給付表⑦の	じたときは、給付表①から⑧ま
	みを適用して算出される額)	でを適用せず、給付表⑨のみを
		適用して算出される額)
第2条の「主催旅行契	主催旅行契約	企画旅行契約
約」ならびに第6条		
(保険金を支払わな		
い場合-その2)⑥お		
よび⑦		
第2条の「契約書面」	標準旅行業約款主催旅行契約	標準旅行業約款募集型企画旅

の定義	の部に定められた契約書面ま	行契約の部もしくは受注型企
	 たは旅行業法に規定する旅行	 画旅行契約の部に定められた
	業約款に定められた前記契約	 契約書面または旅行業法に規
	書面に準じる書面をいいま	定する旅行業約款に定められ
	す。	た前記契約書面に準じる書面
		をいいます。ただし、被保険者
		が標準旅行業約款募集型企画
		旅行契約の部または受注型企
		画旅行契約の部に規定する確
		定書面を交付した場合は、確定
		書面交付後の契約内容の変更
		について、この保険契約の規定
		中「契約書面」とあるのは、「確
		定書面」に読み替えて適用する
		ものとします。
第6条①	主催した主催旅行	実施する企画旅行
第6条⑦キ	宿泊施設の客室の種類、設備	宿泊施設の客室の種類、設備、
	または景観	景観その他の客室の条件
第6条⑦ク	主催旅行	募集型企画旅行

(2) この保険契約においては、普通保険約款の別表(給付表)のすべてを下表のとおり 読み替えます。

	1 件あたりの率 (%)					
契約内容の変更の種類	募集型企	论画旅行	受注型企画旅行			
大がい 1台の変 文の程規	旅行	旅行	旅行	旅行		
	開始前	開始後	開始前	開始後		
①契約書面に記載した旅行開始日または	1. 5	3. 0	1. 5	3. 0		
旅行終了日の変更	1. 0	5.0	1. 0	3. 0		
②契約書面に記載した入場する観光地ま						
たは観光施設 (レストランを含みます。)	1.0	2.0	1.0	2.0		
その他の旅行の目的地の変更						
③契約書面に記載した交通機関の等級ま						
たは設備のより低い料金のものへの変更						
(変更後の等級および設備の料金の合計	1.0	2.0	1.0	2.0		
額が契約書面に記載した等級および設備						
のそれを下回った場合に限ります。)						

④契約書面に記載した交通機関の種類ま たは会社名の変更	1. 0	2. 0	1. 0	2. 0
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始 地たる空港または旅行終了地たる空港の 異なる便への変更	1.0	2. 0	1.0	2. 0
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外と の間における直行便の乗継便または経由 便への変更	1.0	2.0	1.0	2. 0
⑦契約書面に記載した宿泊施設の種類ま たは名称の変更	1. 0	2. 0	1. 0	2. 0
⑧契約書面に記載した宿泊施設の客室の 種類、設備、景観その他の客室の条件の変 更	1.0	2. 0	1.0	2. 0
⑨①から⑧までに掲げる変更のうち契約 書面のツアー・タイトル中に記載があっ た事項の変更	2. 5	5. 0	_	_

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次の事項の記載がない契約書面が交付された企画旅行契約に関する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その記載のない事項に関する契約内容の変更によって生じた損害に限ります。

- ① 本邦内の旅行開始地または旅行終了地である空港を特定する便名等
- ② 本邦内と本邦外との間における直行便であることを特定する便名等

第3条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。